上田市住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書 (素案)の概要

I 基本情報 (3ページ~6ページ)

- 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 住民基本台帳事務について事務の内容や対象人数を記載したもの。
- 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 住民基本台帳事務を行うために「既存住民基本台帳システム」、「住民基本台帳ネット ワークシステム」など6つのシステムを使用する。 この6つのシステムの機能や他のシステムとの接続について記載したもの。
- 3 特定個人情報ファイル名 特定個人情報を取り扱うファイルの名称を記載したもの。
- 4 個人番号の利用 住民基本台帳事務において個人番号を利用する法令上の根拠を記載したもの。
- 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(特定個人情報の提供)の実施及 び法令上の根拠を記載したもの。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(7ページ~25ページ)

住民基本台帳事務において取り扱う次の3つのファイルについて内容や取扱い プロセス(特定個人情報の入手・使用)などについて記載したもの。

- ① 住民基本台帳ファイル (7ページ~14ページ) 住民基本台帳の整備、正確な記録及び記録の管理等に使用する。
- ② 本人確認情報ファイル (15ページ~19ページ) 転出入の際にスムーズな住民情報の処理等を行うために使用する。
- ③ 送付先情報ファイル (20 ページ~24 ページ) 個人番号を指定した際、通知カードを送付するために使用する。

それぞれのファイルについて次の事項について記載している。

- 1 特定個人情報ファイル名
- 2 基本情報
- 3 特定個人情報の入手・使用
- 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5 個人情報の提供・移転
- 6 特定個人情報の保管・消去

Ⅲ リスク対策(26ページ~37ページ)

特定個人情報の取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について特定 個人情報ファイル(①住民基本台帳ファイル、②本人確認情報ファイル、③送付先情報 ファイル)ごとに次の事項を記載したもの。

- 1 特定個人情報ファイル名
- 2 特定個人情報ファイルの入手
 - ・ 目的外の入手が行われるリスク
- 3 特定個人情報の使用
 - 目的を超えた紐付け、事務に必要がない情報との紐付けが行われるリスク
 - ・ 権限がない者 (元職員、アクセス権限がない職員等) によって不正に使用される リスク
- 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - ・ 委託先における不正な使用等のリスク
- 5 個人情報の提供・移転
 - ・ 不正な提供・移転が行われるリスク
- 6情報提供ネットワークシステムとの接続
 - ・ 目的外の入手が行われるリスク
- 7 特定個人情報の保管・消去
 - ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク
- 8 監査
- 9 従事者に対する教育・啓発
- Ⅳ 開示請求、問合せ(38ページ)
- Ⅴ 評価実施手続(38ページ)